

第 64 号議案

愛南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて、期末手当の支給割合を改正するため。

愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年愛南町条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5」に改める。

第2条 愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(愛南町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 愛南町職員の給与に関する条例(平成16年愛南町条例第50号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第4条 愛南町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年愛南町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の122.5を乗じて得た額とする。

第24条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、期末手当の額は、第16条第4項の規定により算出して得た額とする。

第6条 愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条の規定による改正(愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 町長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u></p> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 以下 略</p> | <p>第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 町長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 以下 略</p> |

第2条の規定による改正(愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 町長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 以下 略</p> | <p>第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 町長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u></p> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 以下 略</p> |

第3条の規定による改正(愛南町職員の給与に関する条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>第1条～第20条 略 (期末手当) 第21条第1項 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u></p> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略 以下 略</p> | <p>第1条～第20条 略 (期末手当) 第21条第1項 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 以下 略</p> |

第4条の規定による改正(愛南町職員の給与に関する条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| 第1条～第20条 略 (期末手当) 第21条第1項 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 略 以下 略 | 第1条～第20条 略 (期末手当) 第21条第1項 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 略 以下 略 |

第5条の規定による改正(愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| 第1条～第15条 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条第1項～第3項 略 (新設) 第17条～第23条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第24条第1項～第3項 略 (新設) 以下 略 | 第1条～第15条 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条第1項～第3項 略 4 <u>第1項の規定にかかわらず、期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の122.5を乗じて得た額とする。</u> 第17条～第23条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第24条第1項～第3項 略 4 <u>第1項の規定にかかわらず、期末手当の額は、第16条第4項の規定により算出して得た額とする。</u> 以下 略 |

第6条の規定による改正(愛南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| 第1条～第15条 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条第1項～第3項 略 4 第1項の規定にかかわらず、期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u> を乗じて得た額とする。 以下 略 | 第1条～第15条 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条第1項～第3項 略 4 第1項の規定にかかわらず、期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額とする。 以下 略 |